

証券コード：7486

(発送日) 2026年6月2日

(電子提供措置の開始日) 2026年5月28日

株 主 各 位

長野県東筑摩郡山形村字下本郷4082番地3

サンリン株式会社

代表取締役社長 百 瀬 久 志

第92期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第92期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.sanrinkk.co.jp/ir/meeting/>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7486/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「サンリン」又は「コード」に当社証券コード「7486」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年6月18日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月19日（金曜日）午前10時30分
2. 場 所 長野県東筑摩郡山形村字下本郷4082番地 3
当社本社大会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 1. 第92期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第92期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
議 案 取締役9名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の電子提供措置をとっている各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を記載いたします。

◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

◎ご来場にあたり、サポートが必要な方は、事前にお電話でご連絡くださいますようお願い申し上げます。

サンリン株式会社 電話0263-97-3030（土日祝日を除く 9時～17時）

事業報告

(2025年4月1日から)
(2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

〈企業環境〉

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要により緩やかな回復基調で推移いたしました。しかしながら、物価上昇による消費者マインドの悪化、慢性的な人手不足や長期金利の上昇など多くの景気下振れリスクにより、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループ関連のエネルギー業界に関しましても、2月にイスラエル・アメリカによるイラン攻撃が勃発したことにより原油価格が高騰したことに加え、人件費、材料費、輸送費など様々なコストが上昇しており、当社を取り巻く経営環境は厳しい状況が続いております。

〈企業集団の業績〉

このような状況のもと、当社は創立100周年を見据え今年度スタートした「中期経営計画2025-2027」に基づき、「サステナブル経営」及び「株価と資本コストを意識した経営」を基本に、地域密着型生活関連総合商社として顧客満足度の向上を意識した質の高い営業活動を展開し、顧客基盤の拡充と企業価値の向上に努めてまいりました。

顧客満足度向上の一環として推進しているWeb会員サービス「サンリンMyページ」及びその会員を対象とした「ポイントサービス」は、重点的に推進してきたことにより会員数を順調に増加させることができ、顧客満足度向上と請求書のペーパーレス化による環境負荷低減に繋がっております。

主力でありますLPガス事業におきましては、ガスファンヒーターやガス衣類乾燥機など単位消費量増加に繋がる商品を積極的に提案したこと等により販売数量は前年比で増加となったものの、売上単価の下落により売上高は前年比で減少となりました。

石油事業におきましては、給油所の販売数量は各種販売策実施により増加となりましたが、卸売りにおいて主に灯油の販売数量が暖冬の影響等により減少したことから、石油事業全体では販売数量、売上高とも前年比で減少となりました。

電気事業におきましては、サンリンMyページ会員を対象とした長トク割の

積極推進により契約件数は前年比で増加させることができました。一方、太陽光発電システムや蓄電池の販売は、ハウスメーカー等の新築着工件数減少の影響を受け販売件数が減少したことから、電気事業全体の売上高は前年比で微減となりました。

機器・リフォーム事業におきましては、政府の補助金事業を活用した断熱リフォームや高効率ガス給湯器の積極的な提案が成約件数増加に繋がったことに加え、業務用空調機器の更新が堅調に推移したこと等により、機器・リフォーム事業の売上高は前年比で増加となりました。

子会社におきましては、製氷事業において大口先からの受注が堅調に推移したこと等により売上高・営業利益とも前年比で増加となりました。また、青果事業においても㈱一実屋で生食きのこ、根菜類、加工用果実等の販売が好調に推移し、売上高・営業利益とも前年比で増加となりました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、主に青果事業で増収となったものの、エネルギー関連事業においてLPガス及び石油類の減収により、売上高は前期比1.0%減の305億29百万円となりました。

利益面におきましては、人件費の増加や配送コストの上昇等のコスト増加要因はあったものの、子会社の利益増の影響等により、営業利益は前期比10.6%増の7億21百万円となりました。経常利益は子会社の交付金計上額減少の影響により前期比16.9%減の10億62百万円となり、特別損失として固定資産等の減損損失1億97百万円を計上したことから、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比38.8%減の5億3百万円となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

売 上 高	第91期 2025年3月期		第92期 (当連結会計年度) 2026年3月期		前期比
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額
エ ネ ル ギ ー 関 連 事 業	百万円 26,731	% 86.7	百万円 26,035	% 85.3	% △2.6
製 氷 事 業	314	1.0	377	1.2	19.9
青 果 事 業	3,157	10.2	3,424	11.2	8.5
不 動 産 事 業	208	0.7	158	0.5	△24.0
そ の 他 事 業	413	1.3	533	1.8	29.0
計	30,826	100.0	30,529	100.0	△1.0

セグメント利益	第91期 2025年3月期		第92期 (当連結会計年度) 2026年3月期		前期比
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額
エ ネ ル ギ ー 関 連 事 業	百万円 293	% 45.0	百万円 269	% 37.4	% △8.2
製 氷 事 業	△29	△4.5	8	1.1	—
青 果 事 業	235	36.1	245	34.0	4.0
不 動 産 事 業	35	5.5	12	1.7	△65.0
そ の 他 事 業	55	8.5	102	14.2	85.4
調 整 額	61	9.4	83	11.6	35.8
計	652	100.0	721	100.0	10.6

(注) 調整額は主としてセグメント間取引消去によるものです。

(エネルギー関連事業)

機器販売・リフォームの増収要因はあったものの、L P ガス及び石油類の減収要因等により、売上高は前期比2.6%減の260億35百万円となりました。セグメント利益も、人件費の増加、配送コストの上昇及びwindows11対応に伴うパソコン入替費用計上等の要因により販売費及び一般管理費が増加したことから、前期比8.2%減の2億69百万円となりました。

なお、L P ガス販売事業者のうち現在全国で2%程度に付与されている「ゴールド保安認定事業者」として、L P ガス保安確保機器の設置を進めてきた結果、当連結会計年度末における認定対象先は99%を超えました。

(製氷事業)

売上高は大口取引先への販売増の影響等により前期比19.9%増の3億77百万円となりました。セグメント利益は増収の影響等により8百万円（前期は29百万円のセグメント損失）となりました。

(青果事業)

㈱一実屋で生食きのこ、根菜類、加工用果実等の販売が好調に推移した影響等により、売上高は前期比8.5%増の34億24百万円となりました。セグメント利益も増収の影響等により前期比4.0%増の2億45百万円となりました。

(不動産事業)

宅地分譲の販売が減少したことから、売上高は前期比24.0%減の1億58百万円となりました。セグメント利益も減収や販売費及び一般管理費増加の影響等により前期比65.0%減の12百万円となりました。

(その他事業)

運送事業・建設事業等のその他事業におきましては、建設事業において

完工物件が増加したことから、売上高は前期比29.0%増の5億33百万円となりました。セグメント利益も増収の影響等により前期比85.4%増の1億2百万円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は19億22百万円で、その主なものは親会社におきましては、車両及びガス販売設備等であり、ガス供給設備費等の単年度償却資産を含んでおります。

子会社におきましては、安曇野RE株式会社におけるPPA事業に伴う発電設備等であります。

③ 資金調達の状況

当該設備資金につきましては、自己資金及び親会社からの借入金で対応しております。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況（連結）

区 分	第89期 2023年３月期	第90期 2024年３月期	第91期 2025年３月期	第92期 (当連結会計年度) 2026年３月期
売 上 高(百万円)	32,844	32,042	30,826	30,529
経 常 利 益(百万円)	816	940	1,278	1,062
親会社株主に 帰属する(百万円)	537	700	821	503
当期純利益				
１株当たり当期純利益	43円79銭	57円09銭	67円17銭	41円16銭
総 資 産(百万円)	26,680	27,770	29,069	31,123
純 資 産(百万円)	18,834	19,603	20,898	21,893
１株当たり純資産額	1,533円74銭	1,602円24銭	1,708円15銭	1,814円19銭
自己資本比率(%)	70.6	70.6	71.9	70.3

(3) 重要な子会社等の状況（2026年３月31日現在）

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
	千円	%	
三 鱗 運 送 株 式 会 社	10,000	100.0	一般貨物運送
ウ ロ コ 興 業 株 式 会 社	30,000	100.0	管・住宅設備工事
サンエネック株式会社	30,000	100.0	L P ガス容器賃貸、不動産業
サンリンI&F株式会社	100,000	100.0	氷の製造販売、冷凍倉庫業
株 式 会 社 一 実 屋	20,000	100.0	きのこ・青果卸売業
株式会社えのきボーヤ	10,000	100.0	えのき茸の生産・販売業
安曇野R E 株式会社	10,000	90.0	電気及び熱などのエネルギー販売・創エネルギー事業
新潟サンリン株式会社	400,000	35.5	L P ガス・石油類・住宅設備機器類の卸及び小売

(4) 対処すべき課題

本年2月に勃発したイランを取り巻く中東の紛争は、原油価格急騰やエネルギーの供給不安などから世界経済に深刻な影響を与え、とりわけ原油輸入量の約9割を中東に依存している日本においては、原油調達難から燃料油の高騰や物価高、石油化学製品の不足による生産活動の低下など経済、産業及び生活への影響は深刻なものとなることを痛感する事態となりました。

こうしたなか、当社はエネルギー供給を通してライフラインを担う企業として、その役割と責務を改めて重く受け止める機会とし、先行きの不透明な情勢を含め、当社を取り巻く事業環境を新たに整理したなかで、以下の項目を対処すべき課題としております。

① サプライチェーンの強靱化

調達から流通、販売に至るまでのプロセスを地政学リスクや自然災害及びパンデミックなどの外的ショックに対して迅速に対応できる体制の整備強化

② 労働人口減少に対する取り組み

デジタル活用などによる業務効率化の推進

採用や雇用継続につながるエンゲージメント増強プログラムの実施

③ 消費人口減少とエネルギー消費量減少に対する取り組み（お客様から選択される事業者としての戦略）

地域密着型生活関連総合商社としての信頼とブランド向上への取り組み

I T等の活用によるお客様の利便性向上（チャット、C X（顧客体験）等）

④ 経営資源配分の最適化

人材投資や成長分野、得意分野への重点投資

⑤ ガバナンス強化とコンプライアンス向上

取締役含め研修機会の増強

⑥ ステークホルダーへの適宜情報開示

I R活動充実など

これらの課題を踏まえながら、現在進めております「中期経営計画2025-2027」の2年目は、実績を積み上げる重要な年度として捉え、それぞれの戦略を加速させることで目標達成に向け取り組んでまいります。

また、上場会社に求められる「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」につきましても重要課題と位置づけ、重点施策を実行することで資本コストを上回る収益力を目指すとともに適切な情報開示に努めるなど企業価値向上を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、当社の経営活動にご理解をいただき、引き続き一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

ＬＰガス、石油製品、一般高圧ガス及び太陽光発電装置、燃料電池ほか住宅設備機器類の仕入・販売・工事、煉炭・豆炭の製造販売、電力の販売、太陽光発電、保険、リフォーム、不動産、氷の製造卸、冷凍倉庫業並びにきのこ・青果の卸売、えのき茸の製造、創エネルギー事業

(6) 主要な営業所及び工場（2026年3月31日現在）

サンリン株式会社	本社	長野県東筑摩郡山形村
	支社	富山
	支店	中信（山形村）、長野、中野、長野南（長野市）、上田、佐久平（小諸市）、松本、塩尻、大北（松川村）、穂高（安曇野市）、安曇野、上伊那（駒ヶ根市）、諏訪（茅野市）、飯田、伊ナガス（伊那市）
	給油所	13ヶ所
	オートガススタンド	松本オートガススタンド他8ヶ所
	ＬＰガス充填所	長池（長野市）他12ヶ所
	バルク再検査場	長野県塩尻市
	煉炭・豆炭工場	新潟県上越市
	ゴルフ練習場	モンヴェール（塩尻市）
	太陽光発電所	本社発電所他13ヶ所
三鱗運送株式会社	本社	長野県東筑摩郡山形村
ウロコ興業株式会社	本社	長野県松本市
サンエネック株式会社	本社	長野県松本市
サンリンＩ＆Ｆ株式会社	本社	長野県松本市
株式会社一実屋	本社	長野県長野市
株式会社えのきボーヤ	本社	長野県安曇野市
安曇野ＲＥ株式会社	本社	長野県東筑摩郡山形村

(7) 使用人の状況（2026年3月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
552（137）名	△7（+11）名

（注）使用人数は就業員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。）であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
411（89）名	△10（+4）名	43.3歳	14.5年

（注）使用人数は就業員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。）であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 企業集団の主要な借入先の状況（2026年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社八十二長野銀行	2,670百万円
株式会社日本政策金融公庫	291
株式会社みずほ銀行	200
長野県信用農業協同組合連合会	170

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2026年3月31日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 40,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 12,300,000株 |
| ③ 株主数 | 1,771名 |
| ④ 大株主(上位10名) | |

株主名	持株数	持株比率
株式会社ミツウロコグループホールディングス	16,781百株	13.9%
リ　ン　ナ　イ　株　式　会　社	7,120	5.9
株　式　会　社　八　十　二　長　野　銀　行	5,982	4.9
曾　根　原　充　夫	4,046	3.3
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（管理信託口79212）	3,520	2.9
昭　和　商　事　株　式　会　社	3,338	2.8
長　野　県　信　用　農　業　協　同　組　合　連　合　会	2,250	1.9
須　　澤　　孝　　充	2,111	1.7
青　　沼　　政　　雄	2,050	1.7
田　　中　　郁　　子	2,021	1.7

（注） 持株比率は、自己株式1,895百株を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2026年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長	塩 原 規 男	ヨーケン株式会社代表取締役社長 株式会社ミツウロコグループホールディングス 監査等委員である取締役（社外）
代 表 取 締 役 社 長	百 瀬 久 志	一般社団法人長野県LPガス協会副会長
常 務 取 締 役	小 原 正 彦	管理本部長兼経理部長
常 務 取 締 役	熊 井 一 浩	営業本部長兼保安部長兼ライフ事業部長
取 締 役	田 島 晃 平	株式会社ミツウロコグループホールディングス代表取締役社長CEO
取 締 役	氣 賀 澤 隆	管理本部総務部長
取 締 役	山 田 高 照	営業本部ガス事業部長
取 締 役	岡 村 あ ゆ み	あゆみ法律事務所代表
常 勤 監 査 役	矢 口 秀 明	
常 勤 監 査 役	初 崎 進	
監 査 役	井 口 秀 昭	
監 査 役	宮 田 旭	宮田旭法律事務所代表

- (注) 1. 取締役田島晃平氏及び岡村あゆみ氏は、社外取締役であります。
2. 監査役井口秀昭氏及び監査役宮田旭氏は、社外監査役であります。
3. 社外取締役岡村あゆみ氏は、弁護士として企業法務に精通しております。
4. 社外監査役井口秀昭氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 社外監査役宮田旭氏は、弁護士として企業法務に精通しております。
6. 当社は、社外取締役岡村あゆみ氏及び社外監査役井口秀昭氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

7. 当事業年度末日後の取締役の地位、担当及び重要な兼職の状況は次のとおりであります。

氏 名	異動前	異動後	異動年月日
熊 井 一 浩	常務取締役営業本部長兼保安部長兼ライフ事業部長	常務取締役営業本部長兼保安統括兼ライフ事業部長	2026年4月1日
氣 賀 澤 隆	取締役管理本部総務部長	取締役管理本部副本部長兼総務部長	2026年4月1日
山 田 高 照	取締役営業本部ガス事業部長	取締役営業本部副本部長兼ガス事業部長	2026年4月1日

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役である田島晃平氏・岡村あゆみ氏及び監査役の矢口秀明、初崎進、井口秀昭、宮田旭の4氏との間で、当社定款の定めに基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (2)	127百万円 (12)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (2)	32 (8)

(注) 1. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

・決定方針の決定方法

当社の取締役会は、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針（以下、「決定方針」といいます。）を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

・決定方針の内容の概要

ア 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

イ 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

個々の取締役の担当職務、業績、貢献度等を総合的に勘案して取締役の報酬等を決定しております。

当社は在職中の功労に報いるため役員退職慰労金制度を設けております。

なお、具体的な支給金額については、役員退職慰労金支給規程に基づいて算定しております。

固定報酬は月次で支払っております。

ウ 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、基本報酬のみであります。

エ 当該委任を受ける者の氏名または当該株式会社における地位もしくは担当
代表取締役社長 百瀬久志にて決定を行っております。

オ 委任する権限の内容

取締役個人別の報酬額の決定であります。

カ 委任した理由

当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

キ 備考

取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役および監査役の報酬等の総額等

2012年6月26日開催の第78期定時株主総会において取締役の報酬限度額は年額170百万円以内と決議しております（ただし、使用人分給与は含まない）。また、当該決議時の対象とされていた役員員数は10名以内です。当該株主総会終結時点の取締役員数は、8名（うち、社外取締役は2名）です。

監査役の報酬限度額は2006年6月27日開催の第72期定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役員数は4名です。

3. その他

上記支給額には、役員退職慰労引当金の当期繰入額（取締役22百万円（うち社外取締役1百万円）、監査役3百万円（うち社外監査役0百万円））が含まれております。

④ 社外役員に関する事項

ア 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役田島晃平氏は株式会社ミツウロコグループホールディングスの代表取締役社長であります。同社のグループ企業と当社との間には、電力及び固形燃料等の取引関係があります。
- ・取締役岡村あゆみ氏はあゆみ法律事務所の代表であります。当社と同事務所との間に重要な取引関係はありません。
- ・監査役宮田旭氏は宮田旭法律事務所の代表であります。当社と同事務所との間に重要な取引関係はありません。

イ 当事業年度における主な活動状況

氏 名	出席状況、発言状況及び社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 田 島 晃 平	当期開催の取締役会14回の全てに出席し、社外取締役に就任以降、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言等を行うなど、適切な役割・責務を果たしております。また、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 岡 村 あ ゆ み	2025年6月20日に社外取締役に就任以来、開催の取締役会10回全てに出席し、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に専門的見地から発言を行っております。また、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定等の決定過程における監督機能を担っております。
監査役 井 口 秀 昭	当期開催の取締役会14回及び監査役会14回の全てに出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定について監督、助言等を行うなど、適切な役割を果たしております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 宮 田 旭	当期開催の取締役会及び監査役会14回のうち13回に出席いたしました。弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会において、当社の経営に専門的見地から発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	33百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつと位置付けたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施する基本政策を遂行するため、剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を取締役会の決議により定めることができる旨を定款に規定しております。

今後も中長期的な視点に立って、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより、持続的な成長と企業価値の向上、ならびに株主価値増大に努めてまいります。

なお、配当性向につきましては、2025年度からスタートした「新中期経営計画（2025-2027）」の中で35%以上を目標に掲げております。当事業年度の期末配当金につきましては、利益配分の基本方針と業績の推移及び2026年2月に上場30周年を迎えられたことに対しご支援いただいた株主の皆様感謝の意を込め、普通配当1株あたり22円に、記念配当1株あたり2円を加え、以下のとおりとさせていただきます、当事業年度の連結配当性向は58.3%となりました。

期末配当に関する事項

ア 配当財産の種類

金銭とさせていただきます。

イ 配当財産の割当てに関する事項及びその金額

当社株式1株につき金24円とさせていただきます。

また、この場合の配当総額は、290,649,840円となります。

ウ 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月22日

以 上

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	14,014	流 動 負 債	6,852
現金及び預金	6,029	支払手形及び買掛金	1,606
受取手形及び売掛金	3,997	電子記録債務	525
契約資産	4	短期借入金	3,105
電子記録債権	226	1年内返済予定の長期借入金	58
商品及び製品	2,500	未払法人税等	202
仕掛品	47	契約負債	91
原材料及び貯蔵品	306	賞与引当金	288
その他	902	その他	974
貸倒引当金	△1	固 定 負 債	2,377
固 定 資 産	17,109	繰延税金負債	1,001
有形固定資産	9,029	長期借入金	233
建物及び構築物	2,594	役員退職慰労引当金	223
機械装置及び運搬具	985	退職給付に係る負債	620
工具、器具及び備品	547	資産除去債務	158
土地	4,290	その他	140
建設仮勘定	611	負 債 合 計	9,229
無形固定資産	157	(純 資 産 の 部)	
のれん	73	株 主 資 本	18,925
その他	84	資 本 金	1,512
投資その他の資産	7,921	資 本 剰 余 金	1,248
投資有価証券	7,469	利 益 剰 余 金	16,341
繰延税金資産	115	自 己 株 式	△177
退職給付に係る資産	40	その他の包括利益累計額	2,961
差入保証金	138	その他有価証券評価差額金	2,901
その他	184	退職給付に係る調整累計額	59
貸倒引当金	△26	非 支 配 株 主 持 分	7
資 産 合 計	31,123	純 資 産 合 計	21,893
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	31,123

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	30,529
売上原価	23,256
売上総利益	7,273
販売費及び一般管理費	6,551
営業利益	721
営業外収益	417
受取利息	16
受取配当金	143
受取賃貸料	35
受取手数料	12
持分法による投資利益	26
補助金収入	112
その他	71
営業外費用	77
支払利息	27
賃貸費用	4
固定資産除却損	8
補助金返還損	23
その他	13
経常利益	1,062
特別損失	197
減損損失	197
税金等調整前当期純利益	865
法人税、住民税及び事業税	316
法人税等調整額	39
当期純利益	509
非支配株主に帰属する当期純利益	6
親会社株主に帰属する当期純利益	503

貸 借 対 照 表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	10,709	流 動 負 債	5,915
現 金 及 び 預 金	4,782	電 子 記 録 債 務	476
受 取 手 形	73	買 掛 金	1,514
電 子 記 録 債 権	226	短 期 借 入 金	3,045
売 掛 金	3,597	未 払 法 人 税 等	87
商 品 及 び 製 品	1,488	未 払 金	258
原材料及び貯蔵品	287	未 払 消 費 税 等	61
前 払 費 用	22	未 払 費 用	99
そ の 他	233	契 約 負 債	28
貸 倒 引 当 金	△1	預 り 金	64
		賞 与 引 当 金	224
固 定 資 産	16,727	そ の 他	53
有 形 固 定 資 産	6,578	固 定 負 債	1,991
建 物	1,126	繰 延 税 金 負 債	914
構 築 物	594	退 職 給 付 引 当 金	610
機 械 及 び 装 置	335	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	170
車 両 運 搬 具	152	資 産 除 去 債 務	158
工具、器具及び備品	330	そ の 他	138
土 地	3,880	負 債 合 計	7,906
建 設 仮 勘 定	158	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	152	株 主 資 本	16,816
の れ ん	73	資 本 金	1,512
ソ フ ト ウ ェ ア	67	資 本 剰 余 金	1,252
そ の 他	12	資 本 準 備 金	379
投 資 其 他 の 資 産	9,996	そ の 他 資 本 剰 余 金	873
投 資 有 価 証 券	6,005	利 益 剰 余 金	14,195
関 係 会 社 株 式	1,068	そ の 他 利 益 剰 余 金	14,195
差 入 保 証 金	99	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	12
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	2,646	別 途 積 立 金	13,290
そ の 他	203	繰 越 利 益 剰 余 金	893
貸 倒 引 当 金	△26	自 己 株 式	△145
資 産 合 計	27,437	評 価 ・ 換 算 差 額 等	2,714
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,714
		純 資 産 合 計	19,530
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	27,437

損 益 計 算 書

(2025年4月1日から)
(2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科	目	金	額
売	上	高	26,284
売	上	原	価
			20,092
売	上	総	利
			益
			6,191
販	売	費	及
		び	一
		般	管
		理	費
			5,904
営	業	業	利
			益
			286
営	業	外	収
			益
			369
	受	取	利
			息
			24
	受	取	配
			当
			金
			160
	受	取	賃
			貸
			料
			57
	受	取	派
			遣
			料
			54
	受	取	手
			数
			料
			25
そ		の	他
			47
営	業	外	費
			用
			45
	支	払	利
			息
			26
	賃	貸	費
			用
			4
	固	定	資
			産
			除
			却
			損
			10
そ		の	他
			4
経	常	利	益
			610
特	別	損	失
			197
	減	損	損
			失
			197
税	引	前	当
		期	純
			利
			益
			413
法	人	税	、
	住	民	税
	及	び	事
	業	税	
			189
法	人	税	等
		調	整
		額	
			△10
当	期	純	利
			益
			233

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年 5 月20日

サンリン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
長 野 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 矢 野 浩 一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小 口 誠 司

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サンリン株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サンリン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作

成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年 5 月20日

サンリン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
長 野 事 務 所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 矢 野 浩 一
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 小 口 誠 司

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サンリン株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成す

ることが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第92期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年 5 月20日

サンリン株式会社 監査役会

常勤監査役	矢	口	秀	明	㊞
常勤監査役	初	崎		進	㊞
社外監査役	井	口	秀	昭	㊞
社外監査役	宮	田		旭	㊞

以 上

株主総会参考書類

議案 取締役 9 名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役 8 名全員が任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化のため 1 名を増員し、取締役 9 名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
1	しお はら のり お 塩 原 規 男 (1958年10月 9 日) 男性	2008年 6 月 当社取締役管理本部経理部長 2012年 4 月 当社取締役エネルギー事業本部副本部長 2014年 5 月 当社取締役エネルギー事業本部長 2014年 6 月 当社常務取締役エネルギー事業本部長 2016年 6 月 当社代表取締役専務 2017年 6 月 当社代表取締役社長 2025年 6 月 当社代表取締役会長（現任） (重要な兼職の状況) ヨーケン株式会社代表取締役社長 株式会社ミツウロコグループホールディングス 監査等委員である取締役（社外）	76,900株
	(選任理由) 塩原規男氏は、2017年 6 月より代表取締役社長として強いリーダーシップを發揮し、グループ経営を指揮してきた実績があり、経営全般にわたる豊富な経験と高い能力・見識を有しております。以上のことから取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。		
2	もも せ ひさ し 百 瀬 久 志 (1963年 4 月 3 日) 男性	2016年 6 月 当社取締役エネルギー事業本部石油部長 2018年 4 月 当社取締役エネルギー事業本部長兼 ガス部長 2019年 6 月 当社常務取締役エネルギー事業本部長兼 ガス部長 2021年 4 月 当社常務取締役営業本部長兼ライフ事業 部長 2021年 6 月 当社専務取締役営業本部長兼ライフ事業 部長 2023年 4 月 当社専務取締役営業本部長 2024年 6 月 当社代表取締役専務営業本部長 2025年 6 月 当社代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) 一般社団法人長野県 L P ガス協会副会長	26,600株
	(選任理由) 百瀬久志氏は、当社の営業部門本部長、常務取締役、専務取締役を歴任し、エネルギー事業をはじめとした営業部門全般に豊富な経験と実績を有しております。また、2025年 6 月からは代表取締役社長として経営全般にリーダーシップを發揮し、事業の発展に貢献していることから、引き続き取締役候補者となりました。		

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
3	お 小 原 ま さ ひ こ 正 彦 (1963年10月25日) 男性	1986年 4 月 株式会社八十二銀行（現株式会社八十二 長野銀行）入社 2008年 6 月 同行軽井沢支店長 2014年 2 月 同行下諏訪支店長 2016年 6 月 同行昭和通営業部長 2018年 4 月 当社執行役員管理本部経理部長 2018年 6 月 当社取締役管理本部経理部長兼M&A担 当 2021年 4 月 当社取締役管理本部長兼経理部長 2021年 6 月 当社常務取締役管理本部長兼経理部長 (現任)	13,900株
		(選任理由) 小原正彦氏は、現在当社の管理本部長を務め、経理部・総務部・システ ム部を所管しており、経理財務・管理分野に精通しております。また金融機関におけ る豊富な経験と幅広い見識を有することから引き続き取締役候補者となりました。	
4	く ま い か ず ひ ろ 熊 井 一 浩 (1972年1月4日) 男性	1995年 4 月 当社入社 2017年 4 月 当社イナガス支店長 2018年 4 月 当社エネルギー事業本部保安部部長代 理 2020年 4 月 当社執行役員エネルギー事業本部保安 部部長代理 2020年 6 月 当社取締役エネルギー事業本部保安部 長 2021年 4 月 当社取締役営業本部保安部長 2023年 4 月 当社取締役営業本部副本部長兼保安部 長兼ライフ事業部長 2026年 4 月 当社常務取締役営業本部長兼保安統括 兼ライフ事業部長 (現任)	24,700株
		(選任理由) 熊井一浩氏は、当社イナガス支店長を歴任し、2020年 6 月に取締役に就 任しております。現在、当社の営業本部長兼保安統括兼ライフ事業部長として事業 の発展に貢献するとともに、営業部門・保安部門における豊富な経験と幅広い見識 を有することから、引き続き取締役候補者となりました。	

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
5	た じ ま こ う へ い 田 島 晃 平 (1971年11月 8 日) 男性	1995年 4 月 三井物産株式会社入社 2002年 6 月 新潟サンリン株式会社取締役 (現任) 2002年 6 月 当社取締役 (2015年 6 月より当社社外取締 役) (現任) 2002年 6 月 株式会社ミツウロコ取締役 2003年 6 月 同社常務取締役 2005年 4 月 同社代表取締役副社長 2007年 6 月 同社代表取締役社長 2011年10月 株式会社ミツウロコグループホールディ ングス代表取締役社長CEO (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ミツウロコグループホールディングス 代表取締役社長CEO	1,000株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 田島晃平氏はこれまで培ってきた企業経営者としての豊富な経験および幅広い見識を、当社の経営体制に活かしていただくことが期待できるため、引き続き社外取締役候補者となりました。			
6	き が さ わ た か し 氣 賀 澤 隆 (1972年 1 月 1 日) 男性	1994年 4 月 当社入社 2018年 4 月 当社上伊那支店長 2020年 4 月 当社執行役員管理本部総務部部長代理 2020年 6 月 当社取締役管理本部総務部長兼情報企画 部長 2021年 4 月 当社取締役管理本部総務部長 2026年 4 月 当社取締役管理本部副本部長兼総務部長 (現任)	12,500株
(選任理由) 氣賀澤隆氏は、当社上伊那支店長を歴任し、現在、当社の総務部長として事業の発展に貢献するとともに、総務・人事部門における豊富な経験と幅広い見識を有することから、引き続き取締役候補者となりました。			

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
7	やま だ たか てる 山 田 高 照 (1975年 8月22日) 男性	1999年 4 月 当社入社 2018年 4 月 当社塩尻支店長 2020年 4 月 当社執行役員エネルギー事業本部ガス 部部長代理 2021年 4 月 当社執行役員営業本部ガス事業部長 2021年 6 月 当社取締役営業本部ガス事業部長 2026年 4 月 当社取締役営業本部副本部長兼ガス事 業部長 (現任)	13,000株
	(選任理由) 山田高照氏は、当社塩尻支店長を歴任し、2021年 6 月に取締役に就任しております。現在、当社のガス事業部長として事業の発展に貢献するとともに、LPガス事業における豊富な経験と幅広い見識を有することから、引き続き取締役候補者となりました。		
8	おか むら 岡 村 あゆみ (1984年 9月26日) 女性	2013年12月 東京地方検察庁 検事任官 2019年 1 月 弁護士登録・山本法律事務所入所 2020年 7 月 あゆみ法律事務所代表 (現任) (長野県弁護士会所属) 2025年 6 月 当社社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) あゆみ法律事務所代表	一株
	(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 岡村あゆみ氏は、過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、これまで検事、弁護士として培った知見を活かして、特にコンプライアンス、男女共同参画等、専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待できるため、引き続き社外取締役候補者となりました。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。		

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
※ 9	い さわ きょう こ 井 澤 京 子 (1962年10月16日) 女性	2005年9月 衆議院議員（京都六区） 2010年3月 株式会社学生情報センター営業本部長 2015年9月 日本包装機械株式会社代表取締役社長 2021年9月 マキチエ株式会社事業開発部部长 2023年7月 カクヤス株式会社（スタンダード市 場）人材開発部長 2022年5月 株式会社ベルク（プライム市場）社外 取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ベルク 社外取締役	一株
	（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要）井澤京子氏は、これまで 培ってきた経営マネジメント及び人事労務に関する豊富な経験と見識を活かして、特 に人材開発・育成について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等 いただくことを期待したためであります。 また、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役 員として同取引所に届け出る予定であります。		

- (注) 1. ※は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 田島晃平氏の特記事項について
- (1) 同氏は、社外取締役候補者であります。
- (2) 同氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって11年となります。
- (3) 当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
4. 岡村あゆみ氏の特記事項について
- (1) 同氏は、社外取締役候補者であり、また、当社が定める独立性基準を満たしております。
- (2) 同氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
- (3) 当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
5. 井澤京子氏の特記事項について
- (1) 同氏は、社外取締役候補者であり、また、当社が定める独立性基準を満たしております。
- (2) 同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
6. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
- 当社は、保険会社との間で、取締役および監査役（当事業年度中に在籍していたものを含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、サンリン株式会社の被保険者は保険料を一部負担しております。
- 当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

＜ご参考＞取締役及び監査役のスキルマトリックス

項目	定義	選定理由
経営戦略	・洞察した将来をバックキャストして戦略に導くスキル ・資本市場を意識した的確な戦略を監督・推進でき、持続的な成長を通じて企業価値向上を実現できるスキル ・重点事業の成長を加速させるためのブランド価値向上に向けた的確な戦略を監督・推進するスキル	グループ総合力を発揮し「サンリンファン」を増やし、「地域密着型生活関連総合商社」としてのブランド認知度と企業価値を高めることに必要なため
財務、会計	・業績・経営指標から経営状況を把握し課題提起するスキル ・資源配分の状況を把握し課題提起するスキル	経営による企業価値の最大化、戦略の立案・推進、および業務執行の適切な監督に必要なため
法務、リスクマネジメント	・法令順守・コーポレートガバナンス・リスクを通じた持続的な企業価値向上を実現するための的確な戦略を監督・推進するスキル	高いコンプライアンス意識を維持し、ガバナンス強化とリスク管理体制でステークホルダーから信頼される健全な企業運営の推進に必要なため
人事、人材開発	・多様な人材の能力発揮の状況を評価するスキル ・人的資本の増強を図るスキル	多彩な人材の確保・育成および強化し、持続的な成長企業をめざすのに必要なため
デジタル、DX	・ITの利活用、DXを通じて、全社的な業務プロセスの改善を推進するスキル	DXを通じて、市場競争力・効率性・生産性を高め、環境の変化に対応し持続的な成長を遂げるために必要なため
サステナビリティ、エネルギー	・持続可能な社会の実現に向けて、事業を通じて社会的課題を解決するための的確な戦略を監督・推進するスキル ・ネット・ゼロへの移行に向け、中長期の国内外のエネルギー・環境動向を踏まえた責任あるトランジションを監督・推進するスキル	環境理念「安心安全なエネルギーの供給を通じて、快適な生活が持続できる地域社会の形成に貢献し、地球環境の保全に努めます」の役割を果たし、カーボンニュートラル宣言の実現に必要なため

氏 名	当社における 地位	経営戦略	財務、会計	法務、 リスクマネジメント	人事、 人材開発	デジタル、DX	サステナビリティ、 エネルギー
塩 原 規 男	代表取締役会長	●	●	●			●
百 瀬 久 志	代表取締役社長	●			●	●	●
小 原 正 彦	常務取締役		●	●	●		●
熊 井 一 浩	常務取締役	●				●	●
田 島 晃 平	社外取締役	●	●	●			●
氣 賀 澤 隆	取締役			●	●		●
山 田 高 照	取締役	●					●
岡 村 あ ゆ み	社外取締役			●			
※ 井 澤 京 子	社外取締役	●			●		
矢 口 秀 明	常勤監査役	●				●	●
初 崎 進	常勤監査役			●			●
井 口 秀 昭	社外監査役		●				
宮 田 旭	社外監査役			●			

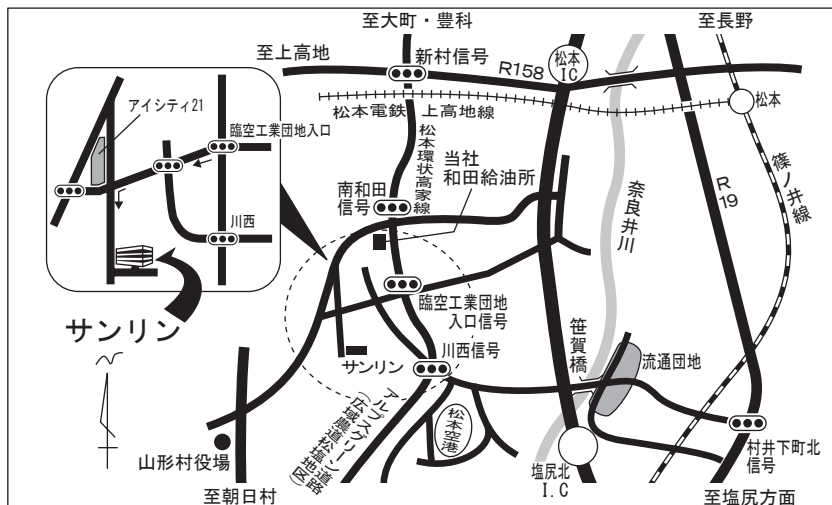
※は、新任の取締役候補者であります。

株主総会会場ご案内図

会場 当社本社大会議室

長野県東筑摩郡山形村字下本郷4082番地 3

T E L (0263) 97-3030 (代)



交通機関 JR篠ノ井線「松本駅」よりタクシー約30分